

議案第 6 7 号

東京都板橋区立体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 0 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立体育施設条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立体育施設条例（平成 9 年板橋区条例第 2 0 号）の一部
を次のように改正する。

別表第 5 (1)室内競技場の部中

「

13,200 円	22,900 円	22,900 円	1 回 330 円
7,000 円	9,000 円	11,000 円	
14,000 円	23,300 円	23,300 円	
12,500 円	21,800 円	21,800 円	

を

」

「

17,300 円	29,000 円	29,000 円	1 回 370 円
9,600 円	12,200 円	14,700 円	
18,300 円	29,500 円	29,500 円	
16,500 円	27,700 円	27,700 円	

に

」

改め、同表(2)トレーニングルームの部中

「

1 回につき	1 か月	4,200 円
おとな 420 円	3 か月	11,300 円
こども 140 円	6 か月	20,200 円
1 回につき	1 か月	3,100 円

を

おとな	310 円	3 か月	8,400 円
こども	100 円	6 か月	14,800 円

」

「

1 回につき	1 か月	4,300 円
おとな 430 円	3 か月	11,600 円
こども 140 円	6 か月	20,900 円
1 回につき	1 か月	3,200 円
おとな 320 円	3 か月	8,600 円
こども 100 円	6 か月	15,600 円

に

」

改め、同表(3)武道場（第 1、第 2）の部中

「

2,200 円	2,800 円	2,800 円	1 回につき	1 か月	1,950 円
3,100 円	3,900 円	3,900 円	おとな	3 か月	5,100 円
2,200 円	2,800 円	2,800 円	320 円	6 か月	9,100 円
			こども		
			110 円		

を

」

「

3,100 円	3,900 円	3,900 円	1 回につき	1 か月	2,300 円
4,300 円	5,500 円	5,500 円	おとな	3 か月	6,300 円
3,100 円	3,900 円	3,900 円	390 円	6 か月	11,200 円
			こども		
			110 円		

に

」

改め、同表(4)プールの部中

「

貸切利用（２時間単位）		個人利用（２時間につき）	
一般用	24,000 円	おとな	470 円
児童用	5,500 円	こども	150 円
一般用	15,300 円		
児童用	4,900 円		
一般用	19,300 円		
児童用	3,000 円		
一般用	16,900 円		
児童用	5,400 円		
一般用	16,000 円		
児童用	5,400 円		

を

」

「

貸切利用（２時間単位）		個人利用（１時間につき）		個人利用（２時間につき）	
一般用	28,300 円	おとな	240 円	おとな	480 円
児童用	5,500 円	こども	80 円	こども	150 円
一般用	19,900 円				
児童用	4,900 円				
一般用	24,700 円				
児童用	3,000 円				
一般用	21,800 円				
児童用	5,400 円				
一般用	20,700 円				
児童用	5,400 円				

に

」

改め、同部備考３中「に規定する額（以下「規定使用料」という。）の

2分の1に相当する額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）」を「の個人利用（1時間につき）の欄に規定する額」に改め、同部備考4中「規定使用料」を「この表の貸切利用（2時間単位）の欄に規定する額」に改め、同部備考5中「8,000円」を「10,000円」に、「12,000円」を「14,600円」に改め、同部備考6中「7,700円」を「10,500円」に、「11,600円」を「15,400円」に改め、同部備考7中「7,200円」を「9,900円」に、「9,700円」を「13,100円」に改め、同表(5)弓道場の部中

「

2,500円	3,100円	3,100円	1回につき おとな 310円 こども 100円	1か月 3か月 6か月	1,900円 5,000円 8,900円	を
--------	--------	--------	-------------------------------------	-------------------	----------------------------	---

」

「

3,500円	4,300円	4,300円	1回につき おとな 430円 こども 100円	1か月 3か月 6か月	2,600円 7,000円 12,400円	に
--------	--------	--------	-------------------------------------	-------------------	-----------------------------	---

」

改め、同表(6)野球場の部中「1,200円」を「1,700円」に、「620円」を「870円」に改め、同部備考中「4,000円」を「3,600円」に改め、同表(7)庭球場の部中「460円」を「640円」に改め、同部備考中「800円」を「1,100円」に改め、同表(8)サッカー場の部中「890円」を「1,200円」に改め、同表(9)陸上競技場の部中「2,600円」を「3,600円」に改め、同部備考1中「

２００円」を「１８０円」に改め、同表(11)運動場の部中

「

東板橋公園運動場	無料
赤塚体育館少年運動場	

を

」

「

東板橋公園運動場	無料
赤塚体育館少年運動場	貸切り１時間につき 430 円

に、

」

「８５０円」を「１，２００円」に、「３，０００円」を「４，２００円」に、「１，０００円」を「１，４００円」に改め、同表(12)フットサル場の部中「１，２００円」を「１，７００円」に改め、同表(13)会議室の部中

「

460 円	830 円	830 円
180 円	320 円	320 円
460 円	830 円	830 円
550 円	1,000 円	1,000 円
220 円	380 円	380 円
460 円	830 円	830 円
460 円	830 円	830 円

を

」

「

640 円	1,200 円	1,200 円
-------	---------	---------

250 円	450 円	450 円
640 円	1,200 円	1,200 円
770 円	1,400 円	1,400 円
310 円	530 円	530 円
640 円	1,200 円	1,200 円
640 円	1,200 円	1,200 円

に

」

改め、同表(14)多目的室の部中

「

1,000 円	1,700 円	1,700 円
700 円	1,100 円	1,100 円
1,300 円	2,100 円	2,100 円

を

」

「

1,400 円	2,400 円	2,400 円
980 円	1,500 円	1,500 円
1,800 円	2,900 円	2,900 円

に

」

改め、別表第 6 を次のように改める。

別表第 6 回数券（第 10 条・第 22 条関係）

利用施設	回数券（1冊11枚綴り）
室内競技場	おとな 3,700 円
	こども 1,100 円

トレーニングルーム (小豆沢体育館 赤塚体育館 植村記念加賀スポーツセンター 上板橋体育館)	おとな	4,300 円
	こども	1,400 円
トレーニングルーム (高島平温水プール)	おとな	3,200 円
	こども	1,000 円
和弓場 洋弓場	おとな	4,300 円
	こども	1,000 円
武道場	おとな	3,900 円
	こども	1,100 円
プール	おとな	4,800 円
	こども	1,500 円

備考

- 回数券は、1枚につき1人1回施設を利用することができる。
- 回数券の利用に係る単位時間は、各施設（プールを除く。）の個人利用区分による。
- プールにおける個人利用の回数券の利用に係る単位時間は、2時間とする。

付 則

- この条例は、令和7年1月1日から施行する。
- この条例による改正後の別表第5の規定（貸切利用に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用申請が受理された、令和7年4月1日（以下「基準日」という。）以後の利用に係る使用料（指定管理者により東京都板橋区立体育施設の管理を行う場合は利用料金。以下同じ。）について適用し、基準日前の利用に係る使用料及び施行日前に受理された利用申請に係る使用料については、なお従前の例による。
- この条例による改正後の別表第5の規定（貸切利用に係る部分を除く。）は、基準日以後に受理された利用申請に係る使用料について適

用し、基準日前に受理された利用申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

使用料の額及び利用料金の上限額を改定し、プールの個人利用区分を追加する必要がある。